

ごみ収集場所の 維持管理について

自治会における廃棄物減量等推進活動とは…

地域住民と協力して次の活動を行ってください。

- ① ごみの減量及び資源化の啓発
- ② ごみの適正な分別の啓発
- ③ ごみ収集場所の清潔保持の啓発等

※上記の活動に対して、市から交付金が支給されています。

(収集場所の修理やネットの購入のための費用)

交付金は、①廃棄物減量等推進員を設置している自治会に対し年3,000円、
また、②リサイクル指導員のいるごみ収集場所毎に年2,400円交付されます。

◆**廃棄物減量等推進員**は、自治会の区域内における廃棄物減量等推進活動を行います。

◆**リサイクル指導員**は、廃棄物減量等推進員と協力して、ごみ収集場所において廃棄物減量等推進活動を行います。

ごみ収集場所の適正利用について

- ① きちんとごみを分別してください。
- ② 収集日当日の朝から午前8時30分までに決められた収集場所に出してください。
- ③ ネットを正しく使いごみの散乱防止にご協力ください。



変則的な収集の方法

◆別々に回収します。(1日2回)

①容器包装プラスチックとペットボトル

②可燃ごみと草木類

◆資源物は収集車が違うため別々に回収します。

資源物(古紙類・ビン・カン・衣類・廃食用油)

→資源化される場所が異なるため、別々の回収となります。

※ごみや資源が残っているからといって、
後から(8:30以降に)出すことはご遠慮ください。



ルールが守られていないごみがあるとき

出した人にルールを守ってもらうために

- ①明らかに分別がされていないごみが出ていた場合は、**張り紙をします。**
- ②張り紙がされたごみが残されていても、**袋の中身を調べることはしないでください。**
(住民同士のトラブルを避けるためです。)
- ③清掃当番等の方は、**貼り紙をされたごみを持ち帰らないでください。** (出した人に持ち帰ってもらうためです。)

※ 数日間残しても、引き取られない場合は、環境資源対策課までご連絡ください。

収集場所に粗大ごみ等が不法投棄された場合

ルール違反の「**張り紙**」をお願いします。

1週間程度周知の後、引き取られない場合は環境資源対策課にご連絡ください。



すぐに回収してしまうと
間違っ出た人が正しい
ルールを理解しないた
めです。

※市ホームページに張り紙のサンプルが
あります。ぜひご活用ください。

「張り紙」の例

この物件は不法に
投棄されたものと認
められるので、物件の
所有者は直ちに撤去
もしくは回収し、正規
の手続きに基づいて
粗大ごみとして処分
して下さい。

南町自治会

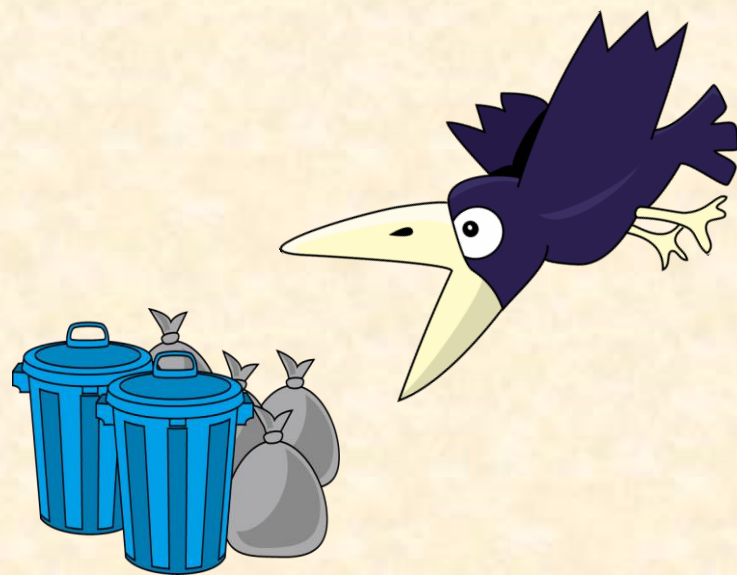
295.2

カラスなどから収集場所を守るためには

1. 自治会交付金を利用してネット等を購入
2. ネット等の仕様はおまかせします。
3. 自治会内でネット等の使い方を周知

また・・・

可燃ごみの収集日を守り、
当日の朝に出すよう徹底して
ください。



ネットの設置例



フレームを組んだ場合の設置例



●収集場所のルールを守らない人がいる●

その1

分別を守っていない人が特定された場合

→まずは地域での指導にご協力ください。

指導しても全く状況が改善されない場合は
環境資源対策課までご相談ください。

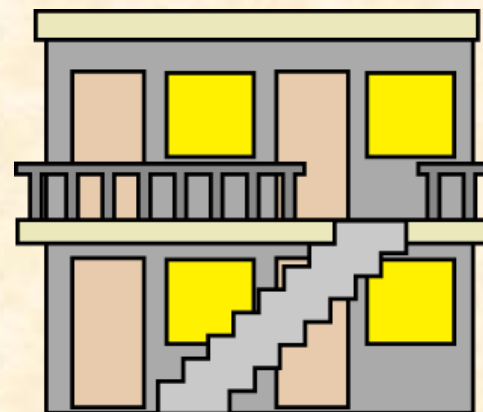


●収集場所のルールを守らない人がいる●

その2

分別を守っていない人が、集合住宅
の住人である場合

→環境資源対策課が「管理会社」を指導します。



●収集場所のルールを守らない人がある●

その3

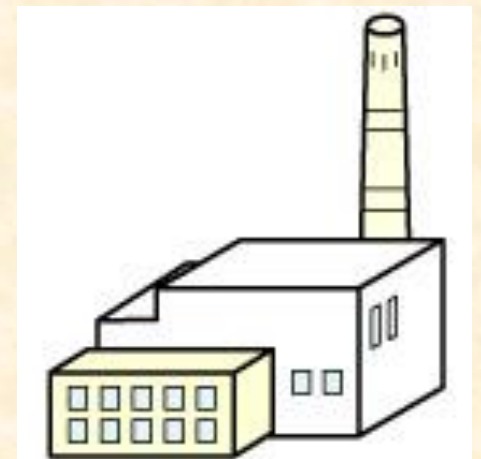
事業者のごみと特定できる場合

まずは、環境資源対策課にご連絡ください。

事業系のごみは、事業者が自ら処理することと

なっているため、収集場所に出せません。

ルール違反の事業者に対し指導します。



きれいな収集場所を維持するために

① 定期的な巡回

ルールを守らない人には、人の目があることが抑止力になり、不法投棄物の早期発見につながります。

巡回してもらうことでまちの防犯にも役立ちます。

ご協力をお願いします。



きれいな収集場所を維持するために

② ネット等の利用方法の周知徹底

使い方などが乱雑であると、カラスによる被害や不法投棄を呼び込みます。

ネット等の購入は交付金をご活用ください。

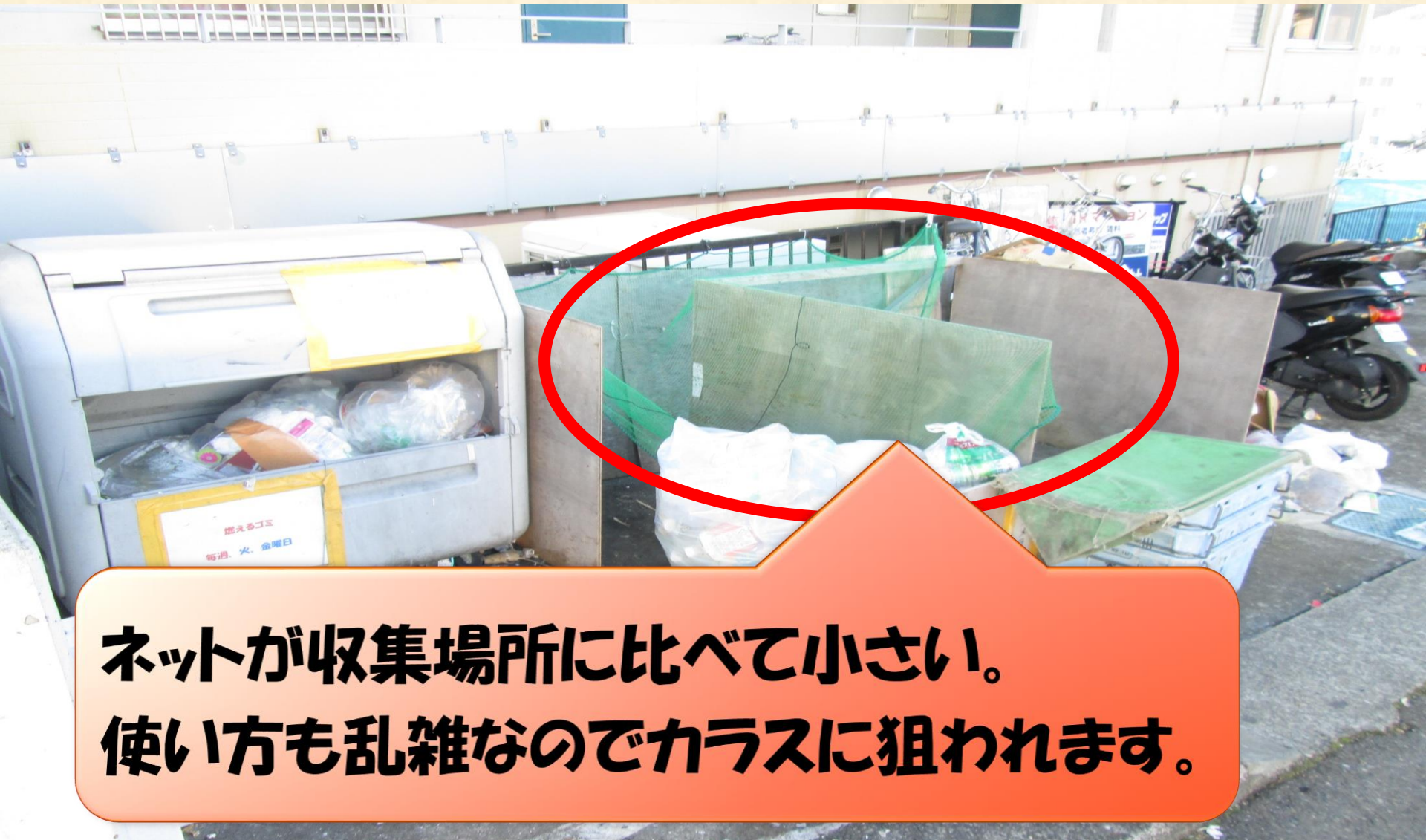


ネットが正しく活用できていない例1



この円の中に、ネットがあります。

ネットが正しく活用できていない例2

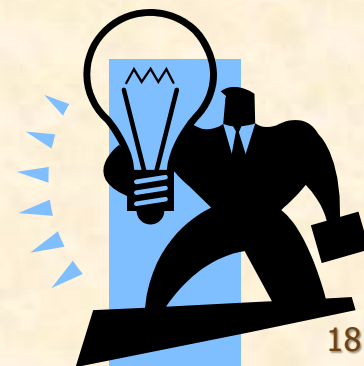


**ネットが収集場所に比べて小さい。
使い方も乱雑なのでカラスに狙われます。**

③自治会の役員に任せるだけではなく、利用者全員で、管理してください。

『誰かがきれいにしてくれるだろう』という考えでは収集場所はきれいになりません。

利用者みなで、収集場所を管理していきましょう！



地域の美化清掃で、 一度に大量の草木類等が出た場合は . . .

- 事前に、環境資源対策課に美化清掃作業の日時及び集積場所を伝えてください。
- ごみ袋の配布を御希望の場合は、環境資源対策課にお問い合わせください。
- 美化清掃ごみの集積場所は、地域のごみ収集場所以外にしてください（市の美化指導員が別途回収作業を行うため）。
- 美化清掃を予定通り実施した場合、ごみの種別と量（何袋か）を環境資源対策課にご連絡ください（雨天等による中止時のご連絡をお願いします）。

『きれいで住みよい街 秦野』のために！

分別の徹底をお願いいたします。

限られた資源を有効活用することが大切です！

皆様、御理解と御協力をよろしくお願いします。

